

下記の監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第12項の規定により公表する。

平成30年2月23日

新庄市監査委員 大場 隆司

新庄市監査委員 高橋 富美子

記

- 1. 監査対象 農業委員会事務局の平成29年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について
- 2. 監査期間 平成29年11月29日から平成29年12月20日まで

監査の結果（指摘、要望事項）	措置の内容
1. 伺書の決裁月日の記載もれ、押印もれ、個人情報取扱等、文書処理の一部不備が見られるので、関係例規に基づき適正な文書処理に努めること。	1. 指摘事項のうち「決裁月日の記載もれ」、「押印もれ」については、補記や押印により是正しました。また、取り扱う文書については、1件ごとに市情報公開条例に基づいて、公開・非公開の区分を判定し、それらを明記したうえで簿冊に綴り込むよう改善しました。